

令和 7 年度第 2 回  
千葉市障害者施策推進協議会

令和 7 年 9 月 2 日

# 令和7年度第2回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和7年9月2日（火曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

## 3 出席者

（委員）大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、坂本委員、松浦委員、神子委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、山下委員、村田委員、成田委員、高梨委員、白井委員、菊池委員、斎藤委員、佐久間委員、新倉委員

（事務局）今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、日高精神保健福祉課長、薄田障害福祉サービス課長、他1名

計29名

## 4 議題

(1)千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について

ア 千葉市議会第2回定例会において議決した条例の条文について（報告）

イ 条例逐条解説（案）について

ウ 条例の周知、施策及びスケジュール（案）について

(2)第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について

(3)千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について

(4)第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定に係る実態調査の概要について

## 5 議事の概要

(1)千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

(2)第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

(3)千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。(4)第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定に係る実態調査の概要について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

## 6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 7 時 0 0 分開会

**(新宅障害者自立支援課長補佐)** ただいまより、令和 7 年度第 2 回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課長補佐の新宅と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日でございますが、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願ひいたします。

まず始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、資料 1 といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」、資料 2 といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例逐条解説資料」、資料 3 といたしまして、「今後取り組む施策の内容及びスケジュールについて」、資料 4 といたしまして、「第 6 次千葉市障害者計画の進捗状況」、資料 5 といたしまして、「第 7 期千葉市障害福祉計画・第 3 期千葉市障害児福祉計画の進捗状況」、資料 6 といたしまして、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況」、資料 7 といたしまして、「実態調査の概要について」、資料 8 といたしまして、「個人調査票（在宅）」をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉よりご挨拶申し上げます。

### (今泉保健福祉局長)

皆さん、こんばんは。保健福祉局長の今泉でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の会議では、三つの議題について協議させていただきます。

まずは、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」についてです。この条例については、昨年度より当協議会においてご議論いただいた条例案を 6 月の市議会に提出し、市議会では全会一致で 6 月 25 日に可決され、同月 27 日に施行されました。長きにわたり活発なご議論をいただいた上で、当協議会の総意としてとりまとめた案を基に条例を制定できることに大きな意味があると考えております。この場をお借りまして、皆様に心より感謝申し上げます。本日の会議では、この条例を踏まえてこれからどう取り組んでいくのか、条例の逐条解説や、周知啓発等の案についてご説明いたします。

二つ目の議題は、本市の障害者福祉施策に係る計画と、中長期指針の進捗状況についてです。令和 6 年度から 8 年度までを期間とする、3 つの計画と、中長期指針の進捗状況をご報告させていただきます。

三つ目の議題は、次期障害者計画策定に係る実態調査の概要についてです。令和 9 年度から 11 年度までの次期計画の基礎データとするため、今年 11 月頃に、障害のある方や保護者の方等を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。本日の会議では、調査の概要についてご説明させていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申しあげます。以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**(新宅障害者自立支援課長補佐)** ありがとうございます。次に、本日の協議会でございますが、委員24名中、22名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと存じます。議事の進行について、大濱会長お願ひいたします。

**(大濱会長)** 皆様こんばんは。会長の大濱でございます。皆さんに長くご審議いただき、このすばらしい条例となっております。議会でも全会一致で議決されたということで、先ほど今泉保健福祉局長からお話をありました。私からも感謝申し上げます。

ところで、話は変わりますが、9月に入ってもコロナの感染症は続いている、今年度、また流行しております。皆様、お体にお気をつけていただければと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について」です。事務局より説明をお願いします。

**(大坪障害者自立支援課長)** 障害者自立支援課長大坪です。それでは、私から説明させていただきます。

お手元の資料1は、先ほど紹介ございましたが、千葉市議会第1回定例会で議決した条例の条文です。点字の資料は15ページからでございます。前回会議でお示しさせていただいたパブリックコメント手続結果を踏まえて議案を提出し、審議の結果、可決されたものでございますが、法令部門との調整の結果、条例本文の文言にいくつか修正点がございますので、この場を借りてご報告をいたします。なお、いずれも言葉の言い回し等を法令上適した表現に修正するものであり、条文の趣旨を大きく変えるものではありません。

場所としましては、1点目が、資料2ページの第2条第1項第4号、「事業者」の定義を、差別解消法の定義を準用したものとしました。2点目が、資料4ページの第7条第1項第2号、「障害の有無に問わらず」を「障害のない者と同様に」という言い回しへと変更しました。3点目が、第10条、公共施設等での啓発の対象者について、事業者を追加し、「市民等及び事業者」としました。修正点は以上でございます。

次に、条例逐条解説(案)についてご説明いたします。資料は、資料2をご覧ください。なお、点字版資料は別冊になります。

逐条解説資料は、条例で定めた内容について、より詳しい解説を記載した資料です。この協議会においても様々な意見についてご議論いただき、その結果としてこの条文があるわけですが、逐条解説では、この条文に至った背景、あるいは、文字には表れていないご意見や考え方を補足しています。この条例を、今後何年も経つてから理解しようとしたときに、その意味を同じように引き継いで進めていけるよう、逐条解説という、それぞれの条文の詳細を書いた資料を作成することといたします。まだ細かい文言を修正して

いる最中のため、案となっております。公開の際には、これを修正したものとなりますので、ご承知おきください。なお、長くなりますので全文の読み上げは割愛させていただき、要点のみ説明させていただきます。

一つ目に、条例の概要についてです。資料は2ページ、点字版は1ページをご覧ください。ここでは、本文の解説に入る前に、本条例が手話言語条例と情報コミュニケーション条例のそれぞれの要素を併せ持つ条例であることについて触れ、そのような体系とした理由を解説しています。また、本条例を策定するにあたっては、本協議会において各分野の専門家である委員の皆様とともに、十分な審議を重ねてきたことも申し添えさせていただきました。

二つ目に、前文についてです。資料は3ページ、点字版は5ページをご覧ください。ここでは、本条例の特徴でもある前文について、前文を置く理由とともに、前文に記載した歴史的背景や現代社会における課題についての補足説明を行っています。同時期に国で制定された「手話に関する施策の推進に関する法律」において、手話言語は文化的所産であると述べられている点や、視覚障害がある方にとって、ホームページやウェブサイトは、仕様によっては内容が分かりづらいといった点について、条文をよりかみ碎いた形で説明しています。

三つ目に、第2条の「定義」についてです。資料は7ページ、点字版は20ページをご覧ください。ここでは、条例本文に登場する各用語について、より詳しく説明しています。

例えば、第2号の「社会的障壁」についてです。条文では、「社会的障壁」を「障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しましたが、「社会における事物」とは、利用しにくい施設、設備などを指すなど、そういった分かりにくい言葉を解説しています。また、第5号の「手話言語」については、手話が具体的にどういった特徴を持つ言語なのかについて、手の形、位置、動き、表情だけでなく、視線や首の傾きなども使って表現する視覚的な言語であることを説明しています。さらに、第6号の「ろう者」、及び第7号の「盲ろう者」定義においては、条文では入れられなかった中途失聴者・難聴者について、ここではっきりと定義しています。

四つ目に、第3条の「基本理念」についてです。資料は10ページをご覧ください。ここでは、委員の方のご指摘のあった手話言語の獲得について、必ずしも手話言語ではなく、人工内耳等によって音声を獲得する方もいるとご意見をいただいた内容を、解説に入れています。どのようなコミュニケーション手段を使うかは、あくまでご本人とご家族の自己決定によるところであり、我々には、その選択肢を提供していくことが求められるといった説明をしております。

五つ目に、第5条及び第6条の「市民等及び事業者の役割」についてです。資料は11ページ、点字版は38ページをご覧ください。ここでは、条例で目指す地域共生社会の実現に向けて、市民等及び事業者の取り組みが不可欠であるとともに、具体的にどのような役割が期待されるかについて解説しています。例えば、資料12ページの(2)では、「市民等」には障害のある方も含まれ、何らかの支援を必要としている方も社会活動の主体であり、皆でこの条例を進めていくということを書いています。また、(3)では、市民等の皆様に地域の中で取り組んでほしい、目指してほしい具体的な事例を書いています。例えば、白杖を手にした方やヘルプマークを付けた方が立ち止まって周囲を見回していたら、「何かお困りですか」と声をかけるといった内容です。

六つ目に、第11条の「学ぶ機会の提供」についてです。資料は15ページ、点字版は54ページをご覧ください。ここでは、本協議会でも取り上げられた、乳幼児期における手話言語等の獲得が重要であることについて、先日施行された「手話に関する施策の推進に関する法律」にもそれが書かれていることを述べています。

七つ目に、第13条の「障害の特性に配慮した情報発信等」についてです。資料は17ページ、点字版は61ページをご覧ください。ここでは、障害のある方が、障害のない方と可能な限り同じ内容、同じ時点で情報を取得できることを実現するため、市が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段により情報発信を行うほか、近年急速に進む情報技術の発展に対応した情報保障について、具体例を挙げながら解説しています。例えば、(2)では、市主催のイベントへの参加申込みをオンラインで受け付ける場合には、イベント日時や内容などの情報を読み上げ可能なテキストで掲載したり、障害の特性によって情報機器の操作が困難な方のために、書面や電話での申込みも受け付けたりするなどの対応を考えられると補足しています。また、(3)では、本市において視覚に障害のある方を対象に実施しているパソコンやスマートフォンの操作訓練のほか、聴覚に障害がある方が遠隔手話通訳を介して電話で話すことができる「電話リレーサービス」、拡大読書器や重度障害者意思伝達装置等の日常生活用具の給付等を行っていることについても補足しています。

八つ目に、第14条の「災害時のコミュニケーションの支援」についてです。資料は18ページ、点字版は65ページをご覧ください。ここでは、近年頻発する自然災害に対し、市が、コミュニケーションに支援が必要な市民に災害の発生や避難に係る情報を届けるために取り組んでいる「ちばし安全・安心メール」や、災害時緊急情報（避難指示や津波警報など）を電話やFAXで受け取ることができる「電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス」について紹介するとともに、避難所等におけるコミュニケーション支援の一環として、各避難所にコミュニケーション支援ボードと筆談用ボードの配置に取り組むことを述べています。

なお、逐条資料の後ろのページには、参考資料として国の法令条文を付けています。以上が逐条解説資料（案）の説明です。

最後に、条例の周知、施策及びスケジュール（案）についてです。資料は、資料3をご覧ください。なお、点字版資料は33ページです。本条例が制定されたことを受けて、今後、市として新たに次のような取り組みを実施してまいります。

まずは、(ア)の「公共施設等における周知啓発」として、一つ目に、リーフレットの作成や啓発動画の配信のほか、市内各施設への筆談用ボードの配付等を行います。ここでは、条例の周知はもちろんのこと、市民等及び事業者の皆様に対して、期待する役割や、これから一緒に取り組んでいただきたいことに加えて、どのような障害があって、そこにある困難さについて、わかりやすく説明することに主眼を置いて作成したいと考えています。

二つ目に、手話の啓発動画の作成公開です。手話言語の普及というのは、条例の一つの大きな柱であり、視覚的な言語である手話言語は、動画で実際に見ていただくことが一番わかりやすいと考えました。作成にあたっては、本市の手話サークル連絡協議会の皆様にご協力いただいております。手話動画では、簡単なあいさつ等の手話表現とともに、11月に東京2025デフリンピックが開催されること等を紹介する予定です。なお、シリーズ化も検討しています。

三つ目に、市役所本庁舎における啓発です。9月23日は、「手話言語の国際デー」及び「手話の日」であることにちなみ、この時期に、本庁舎においてパネル展示等を実施する予定です。

四つ目に、市政だより12月への特集記事の掲載です。例年、12月3日～9日の「障害者週間」に合わせて、市政だより12月号において、障害者福祉に係る特集記事を掲載しておりますが、今年度は、本条例の制定と、今後どのような取り組みが必要かについて紹介する内容を載せたいと考えています。

このほか、五つ目の避難所含む市内各施設への筆談用ボードの設置についても、現在進めております。そして、六つ目の市政出前講座の実施についてですが、例年、市民や団体の皆様からのご要望に応じて、市職員による、さまざまな行政テーマでの1時間程度の講演を実施しております。今年度は、本条例をテーマに実施する予定です。

次に、(イ)の「コミュニケーション支援者の養成・設置及び派遣」として、一つ目に、今年度の10月より新たに開始する、代筆代読支援者の養成及び派遣事業があり、現在、千葉市視覚障害者協会の皆様にご協力いただき、準備を進めているところです。

二つ目に、手話通訳者等支援者の養成事業の周知の強化及び、拡充の検討です。やはり、実際に支援に取り組む支援者の育成は何よりも重要であり、現在、少しでも多くの方に養成講座を受講していただけるよう、クラス数を増やしておりますが、次年度以降も引き続きこの体制を維持できるよう、構成を工夫してまいります。

次に、(ウ)の「障害の特性に配慮した情報発信及びコミュニケーション支援」として、市の職員が率先して実施していくために、現在、職員向けの対応要領を作成しており、作成後はこれを周知してまいります。また、市主催行事においても、可能な限り手話通訳や要約筆記といったコミュニケーション支援を行ってまいりたいと思います。

最後に、(エ)の「災害時のコミュニケーション支援」として、避難所等を含む市内各施設への筆談用ボードの配備を進めてまいります。

これ以外にも多くのご意見が出ましたし、ご提案等もあるかと思います。引き続き、この協議会等でご意見を伺いながら、令和8年度以降も進めてまいりたいと思います。また、スケジュールはご覧のとおりです。7月に実施予定であった条例制定の周知については、ホームページへの公開はすでに行っており、逐条解説資料は本日の会議をふまえ、可能な限り速やかに公開いたします。8月から10月にかけては、職員対応要領の作成のほか、手話啓発動画の作成及び市ホームページでの公開、市役所本庁舎における啓発、代筆代読支援者の養成及び派遣事業の開始等を行ってまいります。その後、11月から翌年3月にかけて、市政だより12月号への特集記事の掲載、条例周知用リーフレット等の作成、避難所含む市内各施設への筆談用ボードの設置を進め、年度が開けましたら、令和8年度の取り組みを引き続き進めてまいります。

以上で、議題1の説明を終わります。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にありませんか。よろしいでしょうか。では、以上で、議題1を終わります。

ここでいってん司会へお返しいたします。

(新宅障害者自立支援課長補佐) 大濱会長ありがとうございます。

以上で、条例に係る議題は終了となります。専門委員の加藤清道様、加藤悦子様、平岡

利政様、山口美香様は、ここでお帰りいただくことになります。本日はお忙しいところ、ご審議いただきありがとうございました。お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。

また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。

議題（2）は、10分後の19時40分より、この会場で開催いたしますので、常任委員の皆様は、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、定刻となりましたので、これより会議を再開いたします。議事の進行について、大濱（おおはま）会長、お願ひいたします。

（大濱会長）引き続き、「次第」に沿って進めさせていただきます。議題（2）、「第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」です。事務局より説明をお願いします。

（大坪障害者自立支援課長）障害者自立支援課長の大坪です。引き続きになりますが、よろしくお願ひします。議題（2）、「第6次千葉市障害者計画・第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況について」ご報告させていただきます。座って説明させていただきます。なお、3つの計画について、名称が長いので、「障害者計画」は「者計画」と、「障害福祉計画」は「福祉計画」と、「障害児福祉計画」は「児計画」と略して、説明させていただきます。まず、お手元の資料4「第6次・千葉市障害者計画の進捗状況、総括表」をご覧ください。「者計画」につきましては、全部で234事業が位置付けられています。それぞれの基本目標ごとに、各事業が割り振られております。この進捗状況は、四角枠内の評価基準に基づいて実施しております、前回の評価基準から変えた部分がございます。この計画は、同じ事業を継続するものが多く、量で進捗を図り切れない事業もございます。ただ、それにつきましては、非常に大きな効果が挙がれば「○（にじゅうまる）」、効果が乏しければ「△（さんかく）」とメリハリをつけ、評価するようにしております。計画年度は、令和6年度から令和8年度となっており、今回、計画初年度の進捗状況の報告をさせていただくものでございまして、「○（にじゅうまる）」が4、「○（まる）」が219、「△（さんかく）」が10となっております。なお、当初予算の目標量を大幅に超える事業として、150%を超える事業または当初の見込み量を上回り、非常に大きな成果を上げた事業は「○（にじゅうまる）」を、概ね当初予算の目標量どおりである、70%以上から150%以下または順調に進捗している事業は「○（まる）」を、70%未満または効果が乏しかった事業は「△（さんかく）」と、3段階で評価しました。今回、事業数が多いので、「○（にじゅうまる）」と「△（さんかく）」についてのみ説明いたしますので、ご容赦いただきますようお願いします。

それでは、第6次千葉市障害者計画掲載事業の進捗状況でございます。「○（にじゅうまる）」の事業でございます。はじめに、「戸籍全部事項証明書等宅配サービス事業」です。歩くのが非常に難しい身体障害のある方や寝たきり高齢者の方等に対して、戸籍の証明書や住民票の写し等を職員がご自宅や施設、病院に出張して交付するものでございます。実施目標は実施するのみですが、前年の3件を大きく上回る10件となつたため、○（にじゅうまる）としております。次に、事業番号74、「健康教育事業」ですが、これは、

各健康課等で行っている健康に対する色々な知識を普及する講演会の参加者数が、見込みの6,900件に対しまして、11,198件と多くお越しいただいたので、◎（にじゅうまる）となっています。次に、「私立幼稚園特別支援教育費補助事業」です。認可幼稚園に通う要配慮児童（特別な支援が必要な幼児の方）に教員を加配した際に補助金を交付するという事業でございます。これも事業実施が目標ですが、前年度より幼稚園の数は減りましたが、補助件数が増えたということで、◎（にじゅうまる）としております。次に、「ふれあいトークの開催」です。本日お越しいただいております初芝委員が会長を務められます市の社会福祉協議会に行っていただいております。お子さんたちに、障害当事者たちの講演、または車椅子や装具を貸出し、体験してもらう事業でございます。実施目標の65件が205件まで伸びたということで、◎（にじゅうまる）としております。

次に、達成目標が△（さんかく）の事業の説明をいたします。2ページをご覧ください。はじめに、「障害福祉サービス等ヘルパー研修事業」ですが、これは令和6年度実施予定が実施しませんでした。理由は、共催先との計画の打ち合わせ日時のスケジュール調整等が難航したことです。次に、「うつ病当事者の会」ですが、うつ病の当事者が集まり、話し合う機会を作るというのですが、年6回の実施目標に対し、2回の実施に留まりました。疾患の特性上、なかなか集団で集まるということが難しい、また医療機関や福祉事業所でも、類似プログラムが充実していることが減少の要因と分析されており、今年度より実施しないことになっております。次に、「障害者グループホームの整備」でございます。障害のある方が集団で生活する住居の整備でございますが、実施なしとなっております。理由としては、市がグループホームの独自加算を新設したことにより、医療的ケアを要する方などの重度障害者の方に限定して整備を行うこととしたため、実施なしとなっております。次に、「もにす認定取得事業者に対する中小企業資金融資における優遇制度」です。もにす認定というのは、障害者雇用に積極的で、一定の基準を満たした企業が、団体から認証を受けるもので、認証を受けた企業は、千葉市が産業振興財団に実施している中小企業の融資をより低い利率や利子補給率の増額等を受けられるものでございます。この事業は昨年度から実施いたしましたが、実施実績が0件であったため、△（さんかく）となっています。理由といたしましては、この融資制度の優遇制度が、もにす認定以外でも幾つかの条件で受けられ、そのうち、障害の方の雇用ではなくて、様々なSDGsで貢献するという目標を立てて実施している企業が認証を受けている「SDGsパートナー登録制」という県の制度があり、こちらの制度利用が集中したことです。引き続き、周知を図ることとしております。次に、「訪問指導事業」です。これは、保健師が、療養上の保健指導が必要な方、主に母子保健と成人保健の家族に訪問する事業でございます。見込みの440件に対して126件にとどまりました。昨年度まで、母子保健、成人保健双方で関わった方は2件カウントしていましたが、今年度より、カウント方法が変わり、主な指導内容で1件カウントすることによって、件数が減ったことが原因です。裏面、3ページをご覧ください。「福祉講話の開催」です。これは千葉市身体障害者連合会や千葉市手をつなぐ育成会の皆様のご協力により、市内の小学校等で障害のある方、またはそのご家族に講師をしていただく事業でございます。実施目標が60校に対し、33校に留まりました。理由といたしましては、今まで実施していない学校が中々実施にいたらない、あるいはどうしても60校までは至らなかったことです。委託団体とも話し合い、どうすれば未実施校が実施にいたるか等々協議するとともに、教育委員会に対しても、もっと増えるように、今後共有していきたいと思っております。次に、「心の輪を広げる障害者理解促進事業」です。

内閣府と共に体験作文と障害者週間の広報用ポスターを募集するものでございます。作文60編、ポスター40点を目標としましたが、作文18編、ポスター17件に留まっています。例年、校長会や特別支援級を設置している校長会、そういう複数のルートで周知を図っていますが、過去の実績を上回る100件には達しませんでした。応募期間は、小学校の夏休みの宿題の時期となっておりますが、宿題の出し方等にも変化が生じていることが原因と聞いておりますので、引き続き、学校へ事情を聞いたりして、事業を進めて参ります。また、目標値についても検討して参ります。次に、「市民活動支援センターの運営」です。当市の市民局が広くボランティア活動の拠点として、活動の場を貸している、或いはその相談に応じる事業ですが、17,170人の目標に対して11,332人となっております。理由としては、新型コロナウイルスの感染症拡大によって制限をしていたものが、なかなかコロナ禍前には戻らないことです。他の類似施設等も協力し、PRを図っていくと聞いております。次に、「歩道の改良」です。歩道の段差解消や、視覚障害者道路誘導ブロックの設置などを進めております。段差解消の60ヶ所という予算をとっていますが、段差解消24ヶ所と点字ブロック3.9kmで目標には達しませんでした。段差解消について、歩道の沿道民地との調整が長引いてしまって、先送りになつたのが主な原因と聞いております。最後に「放置自転車対策の推進」です。実施目標を電磁ロック式ラックの導入を192台としておりますが、25台にとどまりました。既存のラックから電磁ロック式ラックへの更新が、487台とそちらに重点を置いた結果となっております。ただ、5年前と比較して放置自転車が約8%減少したということで、必ずしも新規のロック式ラックの導入によらなくても、効果は一定程度出ているということでございますので、引き続き、放置自転車が減るように取り組んでまいりたいと思っております。以上が障害者計画の進捗でございます。

次に資料5「第7期千葉市障害福祉計画・第3期千葉市障害児福祉計画の進捗状況」をご覧ください。この福祉計画はほとんど数値目標が掲載されている事業でございまして、主にサービスを見込み量と実績の比較をしております。はじめに、◎(にじゅうまる)の事業の説明を致します。「重度障害者の共同生活援助」についてです。これは特にグループホームの中で重度障害者のある方の共同生活援助になります。見込みの95に対し、実績が185であり、見込みの倍近くの進捗となっております。重度障害者支援加算の評価が拡充したこと、日中サービス支援型の増加、或いは、障害者支援施設から地域移行の意識が高まったと分析しております。次に、日常生活用具給付等事業の「③在宅療養等支援用具」、「⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」です。こちら両方とも、150%以上の進捗になっております。在宅療養等支援用具は、「電気式たん吸引機」と「ポータブル電源」の需要が増えたと分析しております。住宅改修は、コロナ禍における工事控えにより、申請件数が増えたと予想されます。次に、障害児通所支援等のサービスについてです。まず、「保育所等訪問支援」です。これは、保育所へ児童発達支援の職員が訪問し、児童発達支援に通っているお子さんと、それ以外の子の集団生活の適応のための支援を行うものでございます。これが目標の4倍以上の進捗となっています。発達障害への社会的認知が進んだことや保育所等に当該制度が認知されたことに伴い、利用者が増加したと見込まれます。次に、「居宅訪問型児童発達支援」についてです。通常は、施設に通って受ける未就学児の方の児童発達支援を居宅に訪問して行う形式のものでございます。そもそも見込み量が1人のところが3人、4人のところが16人となっていて、計画を立てたときにそもそも事業所が少なく、見込み量を低く設定していましたが、事業所の増設により、利用者

が見込み量を大幅に上回ったため、◎（にじゅうまる）の評価としております。次に、千葉市障害福祉計画の活動指標と指標の評価でございます。「外部機関や地域住民への研修、啓発」についてです。発達障害者支援センターという機関が、外部の企業や保育所、幼稚園に訪問し、施設の職員の相談や支援等するものでございます。どちらかというと、窓口にお越しになり、相談を受けるよりもこのような支援のニーズが増えており、そちらに重点を置いて職員を派遣したことにより、件数が増えております。以上が、◎（にじゅうまる）の評価となります。

次に、△（さんかく）の評価についてです。2ページをご覧ください。「重度障害者等包括支援」でございます。これは、居宅介護、重度訪問介護等のホームヘルパー系サービスと、生活介護、短期入所等の施設に通って行うサービス、自立生活援助等のグループホーム、その3種類を全て1つの事業所で行うというものでございますが、そもそも事業所がない状態であり、0件となっております。しかし、それぞれのサービスで必要な支援を受けられていると分析しております。次に、「自立訓練（機能訓練）」についてです。これは、期間限定で、病院等から地域移行する際に、一定のリハビリテーション、歩行訓練等を行うものでございます。見込みに対して、半分以下の進捗となってます。ただ、実績は3月分の数字で、期間が1年6ヶ月までとなっていて、事業所も少ないことで、月によって利用者数にばらつきがあります。直近の7月単月分では、見込み量の70%を達成しておりますし、必ずしも△（さんかく）の進捗とは言い切れないと分析しております。次に、「自立生活援助」です。これは、居宅でひとり暮らしをしている方に、定期的な居宅訪問、随時の対応等を通じて、援助を行います。その1個下が同じサービスを精神障害のある方に対して提供するというものです。両方とも、見込みが3に対して1でございます。見込みの分母がそもそも少ないとということで、どうしても低い進捗になります。次に、相談支援でございます。「地域移行支援」と、「精神障害者の地域移行」でございます。障害者支援施設に入所している障害のある方、精神障害のある方に対して、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜を供与します。一つ下に、精神障害のある方に対しての事業がございます。どちらも6割から6割弱の進捗ですが、分母自体が少ないと原因でもあると分析しております。次に3ページでございます。ここからは、地域生活支援事業という法定の給付以外のサービスです。まず、「②要約筆記者派遣事業」でございます。今日も会議にお越しいただいていた、難聴者の方に対する要約筆記通訳のサービスですが、見込みの438件に対して187件、42.7%の進捗でございます。理由としては、そもそも依頼が減っており、特に団体活動の縮小等があり、団体利用の回数が減っています。次に、「③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」でございます。本日専門委員としてお越しいただきましたが、千葉盲ろう者友の会へ委託し、実施しております。見込みが3に対して、実績が2となっております。ただ、この養成研修の人数自体が20人程度の事業でございまして、3人という人数も、千葉市域のニーズとしては、大体3人、2人ぐらいということでございますので、乏しい実績とも言い切れないと思います。引き続き、周知等は市政だより以外でも、市民局のボランティアネットワークなどを通じて行って参ります。最後に、「地域活動支援センター事業」についてです。これは法定の給付サービスの通所事業よりも、もう少し創作活動等を柔軟に運用できる通所施設のサービスでございます。このうち、Ⅱ型の実績が5割、あるいは5割弱でした。ただ、このサービスは、工程のサービスへの移行を推奨しているものでございまして、事業所数が減っている、或いは通っている方も高齢化しているというこ

とで、業者数が減少してⅡ型からⅢ型へ移行しているので、箇所数が減ってるところが大きな要因と考えております。以上進捗の説明でございます。

(大濱会長) ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますか。

(高梨委員) 視覚障害者協会の高梨です。障害者計画の進捗状況の中で、「ふれあいトーク」と「福祉講話」は非常に内容が似ております。市民から見ると、わかりにくいのではないかと思います。しかも、「ふれあいトーク」は⑦(にじゅうまる)で「福祉講話」は△(さんかく)の評価です。何か整理して調整できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(大濱会長) はい。では事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 障害福祉自立支援課大坪です。ありがとうございます。まずおっしゃる通り、「ふれあいトーク」の当事者が学校に行っていただいているのは視覚障害者の方が多数だと聞いております。この「ふれあいトーク」が、件数の中で、ほとんどが福祉用具、車椅子等の貸し出しの車椅子体験のものがかなり大半だと聞いております。ですので、当事者の方に行っていただく事業は、もしかしたら社協さんと調整をすれば、福祉講話1個にすることも可能になるかもしれません。ただ、社協さんとその事業のやり方等うまくまとめられるのか等調整が必要だと思いますので、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

(大濱会長) では、その他にご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、国本委員。

(国本委員) 聴覚障害者協会の国本と申します。福祉計画について、いろいろお話を伺ってありがとうございます。要約筆記の派遣について、数が激減しているという状況ございますと、とても危惧しております。千葉市中途失聴・難聴者協会は、昨年から休会になっております。要約筆記の派遣は、聴覚障害者協会が行っており、その状況を見ると、聞こえない人は手話がメインになりますが、文字が必要な場合もあります。手話だけではなく、要約筆記の要請にも力を入れて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(大濱会長) はい。では事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 障害福祉自立支援課大坪です。ありがとうございます。国本委員がおっしゃる通り、中途失聴難聴者協会さんは休会されていますが、要約筆記通訳者は絶対必要ですので、市の聴覚障害者協会の皆様に今年度から養成講座を受託していただいております。ありがとうございます。中途失聴難聴者の方は、高齢化が進めば進むほど、途中で聞こえが難しくなるため、実はニーズとしては増えています。特に聴覚障害の比較的低い等級の方は、大半が高齢者の方でありまして、そういう方の支援は大事だと思っております。やはり手話通訳もそうですし、要約筆記通訳となると、かなり習得に時間が

かかります。要約筆記の講座を2年間受けないと通訳者になられませんが、協会さんと話して、より聴こえない、聴こえにくい方の支援や、要約筆記とまでいかなくとも、接し方や筆談等の仕方を学べるような機会を作つていければ、広く難聴者の方の支援に繋がるかなと思っております。具体的なことは、計画できていませんが、当事者の方とご相談をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

(大濱会長) では、その他にご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、坂本委員。

(坂本委員) 千葉市精神障害者家族会連合会、千家連の坂本でございます。資料5の2ページ、(3)居住系サービスということで、「精神障害者の自立生活援助」は、利用者が極めて少ないとのことでした。居住系サービスその他の相談支援も、精神障害者の方で、このような援助、支援があれば、役に立つであろうと思う方は潜在的にはいると思いますが、利用者数が少ないという状況です。施策の運用等利用者が少ないとこの原因を考慮いただき、より利用者を多くするように展開していく、あるいは、今までのやり方だと利用者が少ないとのことでしたので、施策の今後のやり方についてご検討いただきたいです。あと、この書き方が「自立生活援助」と「精神障害者の自立生活援助」、「地域移行支援」と「精神障害者の地域移行支援」と区別している理由をお聞きしたいです。以上です。

(大濱会長) ありがとうございます。では、事務局。よろしくお願ひします。

(薄田障害福祉サービス課長) はい。障害福祉サービス課でございます。「精神障害者の自立生活援助」は、委員おっしゃるように非常に大事なサービスです。一方でこのサービスを使わずに自立をしている方もたくさんいて、このサービスだけに頼つてはいるわけではなく、事業者と医療機関とで話し合いをしながら、支援の必要性を判断し、事業実施に結びつけているというように聞いております。坂本委員のおっしゃるように、利用者が増えていけばいいと思っているところですが、利用者の中には、あまり干渉されることを好まない方もいらっしゃるので、適度な距離感も必要だと思っております。利用者が増えるよう事業者や医療機関と話し合いながら、なぜ利用者が増えないのか原因を追究していきたいと思います。また、「自立生活援助」と「精神障害者の自立生活援助」、また「地域移行支援」と「精神障害者の地域移行支援」について、以前は区別していましたが、精神障害の方は1人で生活できる方、地域移行できる方が他の障害に比べて多いのではないかということで、実際に焦点となっている精神障害者の方がどれぐらい自立しているのか、地域移行できているのか、をわかりやすいよう分けております。以上です。

(大濱会長) はい。その他ございますか。それでは、以上で議題(2)を終わります。次に、議題(3)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の大坪です。議題の(3)、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針の進捗状況について」説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。この指針は、障害者計画等が3年計画であるのに対し、より長いスパンで見通しを立て、中長期で取り組もうということで、具体的な事業名は上げずに、大

きな対応方針で方向性を定めております。第6期障害者計画等の計画の終期と同じ、令和8年度までの10年間の指針となっております。ですので、これから説明いたしますが、8年目ですので、大半が前から続いている取り組みでございます。新規、拡充の取り組みのみ説明をさせていただきたいと思います。

新規の取組が、資料6、2ページ「こども発達相談室の開設」でございます。令和6年11月に未就学児の発達に何か不安がある保護者の方も、相談先として、診断等はなくても気軽に相談窓口として開設しました。対応指針であった「早期発見の仕組みの創出と関係機関への理解促進について」の取り組みに新規として追加しております。続いて、拡充事業について説明いたします。9ページ、「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度及び補助制度」です。これは国等の指定を受けた障害のある方だけではなくて、高齢者のひとり暮らしの方、或いは外国人の方、生活困窮者、こういった方々が決められた賃貸物件に入居するときに、保証料や家賃、家賃債務保証料、処分費用等の一部を補助して、安心して賃貸契約を結ぶようにするという制度でございます。この制度、要配慮者の増加や支援の必要性を踏まえて拡充が進んでおりまして、昨年度から、上限額が24,000円から60,000円、補助率が2分の1から定額補助になっているものでございます。との事業につきましては、昨年度の進捗と同様に、継続の取り組みを進めておるものでございます。事務局からは以上でございます。

(大濱会長) はい。ありがとうございました。それではただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。以上で議題(3)を終わります。

次に、議題(4)、「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定に係る実態調査の概要について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の大坪です。議題の(4)、「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画の策定に係る実態調査の概要について」説明いたします。

この第7次千葉市障害者計画等の策定に係る実態調査でございますが、先ほどまで議論していただきました、一連の障害者計画等の策定にあたり、基礎資料として、障害のある当事者の方や関係者の皆様の声を聞いて、策定するように国から示されております。それを受けまして、毎回策定の前年度にこのアンケート調査を行っております。令和9年度からの3ヵ年計画ですので、今年度アンケート調査を実施する予定でございます。資料7をご覧ください。3調査内容ですが、前回同様、調査対象者の方の分類を6つに分けまして、対象者を無作為で抽出調査いたします。対象者は、I在宅の方、障害者手帳の所持者を対象としております。II施設に入所している方、千葉市から施設に入所している方に送ります。III在宅の18歳未満の方と保護者、次のIVからVが発達障害のある方でございまして、まず発達障害のある18歳以上の方、発達障害者専用の手帳はございませんので、精神障害者福祉手帳の登録の症名から抽出します。また、発達障害のある18歳未満の方とその保護者の方につきましては、手帳等から病名を抽出することが難しいです。なぜなら、18歳未満の方は、その過程において、障害の有無が徐々にわかり、支援するものですので、必ずしも診断を受けている方に限っては、必要な方に調査ができません。そのため、千葉市療育センターと千葉市大宮学園に通っている方々で、窓口配布してご協力いただきたいと

思っております。最後に、VIサービス事業者の方でございます。この調査を、これから委託業者を探して、契約予定です。別途団体等のヒアリングも9月から10月にかけ実施予定です。調査項目ですが、裏面にある通り、属性情報として、年齢、家族、或いは日常生活動作の状況、障害の種類等、介護所介護サービスの利用状況です。次に、日中の活動状況といたしまして、住まいや暮らし、外出の目的、外出時に困ること、相談相手等です。最後に、障害支援区分やサービスの具体的な利用状況としております。詳しくは、資料8に在宅の18歳以上の方の設問のサンプルをつけております。項目だけで68、さらに枝分かれして小問ありますので、かなり設問が多岐わたっております。国から、設問が50から60定められておりまして、設問数が多くなっております。しかし、前回の調査は97問で、かなり多すぎるという声を頂戴いたしました。前回、視覚障害のある方へ電話で回答をいただいたときは、3時間以上かかりました。そこで、今回は70問程度に設問を減らしました。それでも、30ページに渡ってしまいますが、可能な範囲でご回答に協力いただけるように、送付の際に、記念品をつけたり、調査票のデザインを工夫する等多くの方からご回答いただけるように、進めていきたいと思います。調査は、おそらく年末ぐらいとなると思います。今日ご出席いただいている皆様におかれましても、会員の皆様、ご家族に送付されることもあるかと思いますので、何卒ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。説明は以上でございます。

(大濱会長) はい。ありがとうございました。  
それではただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございますでしょうか。成田委員。

(成田委員) ご説明ありがとうございます。千葉市手をつなぐ育成会の成田と申します。実態調査の抽出につきまして、Iの場合、在宅で18歳以上の方を抽出するということですが、抽出する際に、18歳以上の対象者を年齢階層等で均等になるように抽出しているか教えていただきたいです。例えば18歳以上でも20歳の方と、その50歳の方では必要とする施策が異なると感じております。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。年齢は、完全に無作為ではなく、年齢階層ごとに抽出いたしますので、ご安心ください。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。他に質問はございますか。高梨委員。

(高梨委員) 先ほど課長からお話がありましたけども、前回の調査で、アンケートは非常に書きやすくてくださいってなという感じがしました。しかし、視覚障害の方でもパソコンを使える人だったら、十分対応可能かなと思うんですけど、中途失明の方は配慮が必要になります。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。視覚障害の方への対応といたしまして、封筒に自立支援課へお電話くださいと点字表記をする予定です。また、調査票全ページにユニボイスコードの付与を予定しております。委員にもご協力いただいて、今の契

約等の反映できることは引き続き検討いたします。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。

(国本委員) 千葉市聴覚障害者協会の国本です。わかりやすい内容の工夫をしていただき、ありがとうございます。聴こえない人の中でも、文章を読みこなすことが難しい人もいます。手話通訳者を用意して、質疑応答するという支援を考えただけると、ありがたいと思います。ぜひご検討よろしくお願ひいたします。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。検討はいたしますが、まず、窓口にいる設置通訳者の時間が空いていれば、ご相談していただきたいと思います。また、ご自宅に派遣する支援ができるかは確認し、可能であれば聴覚障害者センターと調整し、対応したいと思います。

(大濱会長) はい、よろしいでしょうか。ご意見ありがとうございました。それでは、以上で議題（4）を終わります。これまで協議した内容を踏まえ、事務局より何かありますか。

(大坪障害者自立支援課長) はい、皆様大変長時間にわたり、誠にありがとうございました。次回、開催時期は検討中でございますが、障害者差別解消部会等もございますので、今年度中にあと1回実施予定となります。事務局からは以上でございます。

(大濱会長) はい、ありがとうございました。以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。司会に戻ります。

(新宅障害者自立支援課長補佐) それでは司会に戻ります。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。お帰りの際、お忘れ物ございませんよう、お気を付けてお帰りください。なお、机上の水色のファイルは回収いたしますので、置いたままでお願ひいたします。また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡しいたしますので、お立ち寄りください。また、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、市民駐車場側の出入口をご利用ください。

それでは、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

午後9時00分閉会